

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助対象事業者 募集要項

1 趣旨

本要項は、会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業の補助対象事業者を公募し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 名称

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業

(2) 目的

高度に情報化が進む社会において、高速かつ大容量の情報通信を可能にする通信環境を市民の誰もが享受できる社会の実現は重要な課題とされているが、本市には、地理的に光ファイバ等の情報インフラ設備の整備条件が不利な地域であるために、超高速通信環境が整備されていない地域が存在する。市ではこれまで、当該未整備地域の解消に向け、通信環境の整備手法を検討してきた経緯にある。

本事業では、超高速通信環境の未整備地域である大戸地区及び湊地区の全域、河東地区の一部において、国の「高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）」（以下、「国事業」という）を活用して高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網を整備しようとする事業者を公募により選定し、その整備費用に対する補助金を交付することにより、市内における超高速通信環境の未整備地区を解消し、もって地域における情報格差を是正することを目的とする。

(3) 事業実施場所

会津若松市大戸町の全域、同湊町の全域、同河東町大野原地区及び強清水地区の全域
（別紙「事業実施場所概略図」参照。）

(4) 業務内容

① 光ファイバによる伝送路設備等の整備

事業実施場所において、高速かつ大容量無線局の前提となる伝送路設備等を整備する。

② ①を行うために必要な業務

①の整備のために行う工事に附帯する設計業務及び監理業務、調査業務の他、必要な用地及び道路の整備に関する業務を行う。

③ 「会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金交付要綱（案）（以下「交付要綱」という。）」に定められた交付申請や業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務

④ 国事業の交付申請、業務完了報告及び補助金請求その他を行うために必要な業務

⑤ 事業の計画、設計・施工及び成果に係る実績報告書の作成

⑥ 上記のほか、事業全体の目的を達成するために必要な業務

(5) 事業に係る補助金

交付要綱により、対象となる事業費総額の2/3以内の額を上限として、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、国事業の補助対象として補助採択された場合、上記補助とは別に、国から委託された法人を経由し、事業者に対して補助対象となる事業費総額に対する1/3の補助金が交付される。

(6) 事業の実施期間

会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業補助金の交付決定日（以下「決定日」という。平成31年6月下旬を想定）から平成32年3月31日（火）まで

3 補助対象事業者の公募概要

(1) 補助対象事業者の選定方式

公募を行い、応募者からの企画提案を審査したうえで、補助対象事業者を1者選定する。

(2) 公募に係る事務局

① 主催 会津若松市

② 事務局 会津若松市企画政策部情報統計課

〒965-8580 会津若松市一箕町大字鶴賀上居合 90 会津大学先端 ICT ラボ内

TEL : 0242-39-1214 FAX : 0242-39-1412

メールアドレス : joho@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

4 補助対象事業者公募に係る応募資格等

本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次に定める全ての要件を満たしていること。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に定める電気通信事業者であること。
- (2) 安定的かつ継続的なインターネットサービスが提供できる、高速・大容量無線通信局等に対応しうる光ファイバ網の整備が可能であること。
- (3) 本事業の実施にあたり、国事業を活用しようとする事業者であること。
- (4) 本事業において別紙「要求水準書」を満たすサービスを提供できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公募に参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (7) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

5 失格条項

応募者が以下の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合及び提出部数に不足があった場合
- ② 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 超高速ブロードバンド環境整備事業補助対象事業者選考委員会（以下「委員会」という。）の委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- ④ 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- ⑤ 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- ⑥ その他委員会が不適格と認める場合

6 参加意向申出書について

(1) 受付期間

平成31年4月25日（木）から平成31年5月13日（月）17時15分まで（必着）

(2) 提出先

本公募に係る事務局（3(2)参照のこと）

(3) 提出方法

FAX又は電子メール（押印後の印影のある申込書を添付）によること。
事務局へ持参した場合には、受理しない。

(4) 提出様式

別紙「参加意向申出書」（第1号様式）のとおり

(5) 作成及び提出上の注意事項

参加意向申出書を提出した者は、この募集要項の記載内容に同意したものとみなす。

7 質問について

(1) 受付期間

平成31年4月25日（木）から平成31年5月9日（木）17時15分まで（必着）

(2) 提出先

事務局（3(2)参照）

(3) 提出方法

別紙「質問書」（第2号様式）を使用し、FAX又は電子メールによること。

なお、電子メールによる提出の場合、件名に「超高速ブロードバンド環境整備事業に係る質問（事業者名）」と明記すること。

(4) 回答方法

質問に対する回答については、質問者に対してFAX又は電子メールにより速やかに回答する他、市ウェブサイト上に公表する。

(5) 質問に対する回答の取り扱いについて

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

8 提案書について

(1) 提出先（郵便局留の郵便にて提出すること）

〒965-8799 会津若松郵便局留

会津若松市企画政策部情報統計課 行

(2) 提出方法

一般書留又は簡易書留の定形外郵便物として郵送すること。

事務局へ持参した場合には、受理しない。

(3) 提出期限

平成31年5月16日（木）

※ 郵便局留郵便の保管期間は、郵便局到着の翌日から起算して10日間であることに十分留意すること。郵便局留の保管期限を過ぎ、企画提案書が参加者へ返送された場合には、企画提案書は提出されなかったものとみなす。

(4) 提案書等の内容（⑨見積書以外は全てA4版とすること。）

① （提案書様式1） 表紙

② （提案書様式2） 本事業に対する基本的な考え方（1枚以上3枚以内）

③ （提案書様式3） 会社概要（1枚以内）

④ （提案書様式4） 事業実施体制（1枚以内）

伝送路設備等の整備工事施工業者等、予定している発注の相手方及び再委託先等がある場合には、明示すること。

⑤ （提案書様式5） 事業継続性（2枚以内）

⑥ （提案書様式6-1、6-2） 類似業務の実績（1枚以内）

⑦ （提案書様式7） 企画提案書（3枚以上10枚以内）

企画提案書には、主に「サービス提供範囲」「インターネット通信速度」「初期費用・月額料金」「利用者サービス」及び「整備後の利用促進等の取組」について記載すること。

⑧ （提案書様式8） 工程計画（1枚以内）

⑨ （提案書様式9） 見積書（A3版1枚以内）

国事業における見積書と同様式とする。

⑩ （提案書様式10） 補助金交付希望額（1枚以内）

(5) 提出部数 10部

(6) 提案書等作成上の注意点

① 片面印刷とし、文字は11ポイント以上とすること。

- ② 長辺綴じとすること。
- ③ 提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ④ 提案書等の提出期限と応募意向申出書の提出期限とは異なるため、注意すること。

9 ヒアリングについて

(1) 日時（予定）

平成31年5月21日（火）10時00分から

ただし、参加表明者多数の場合は、期日を変更する場合がある。

(2) 場所

会津大学先端ICTラボ（LICTiA） ホワイトボード室

(3) ヒアリング方法及び留意事項

- ① 2名までの出席を可とする。ただし、事業実施責任者の出席を必須とする。
- ② プレゼンテーションにあたっては、提案書の内容の順に説明すること。
- ③ 応募者のヒアリング順番は、提案書の提出順とする。開始時間は、提案書受取後に連絡するものとする。
- ④ プレゼンテーションの持ち時間は30分とし、その後質疑応答を行う。
- ⑤ パソコンの持ち込み及びプロジェクターの使用を認める。
- ⑥ 提案書等に記載されている内容以外の説明は、認めない。提案事項は、全て提案書に記載すること。
- ⑦ プロジェクター、スクリーン及び電源コードは事務局が準備する。その他必要な機器は、応募者において準備すること。
- ⑧ 指定されたヒアリング日時は厳守すること。天災その他のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに事務局まで連絡すること。

10 選定及び結果の通知

(1) 補助対象事業者の選定組織

選定に係る審査は、市が依頼した5名以内の委員により組織された選考委員会が行う。

(2) 補助対象事業者の選定方法

提出された提案書を用いてヒアリングを実施し、最も適した補助対象事業者として1者を選定する。

このとき、選定した1者が辞退等により事業を行わなくなった場合は、次点の事業者を補助事業対象者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果を参加者全員に文書にて通知する他、本市ウェブサイト上で公表する。なお、審査結果の公表時には、補助対象事業者以外の応募者名は非公表とする。また、応募者は、選

定結果について異議を申し立てることはできないものとする。

11 補助対象事業者として選定後の手続き等

交付要綱に基づく補助金に係る予算は、平成31年6月市議会において補正予算案件として提出する予定である。補助対象事業者は、当該補正予算成立後、市に対して補助金の交付を申請することができる。

また、補助対象事業者は、国事業への補助交付を申請することができる。

12 その他留意点

- (1) 本公募の参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 平成31年6月市議会補正予算案が可決・成立しなかった場合には、補助対象事業者は、補助金の交付を申請することができない。その場合において、市は賠償の責任を負わない。
- (3) 交付要綱については、(2)の補正予算の可決・成立後に決定となるため、今後内容に変更等を生じる場合がある。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出期限後における提案書等の再提出及び差し替えは、認めない。
- (6) 別紙に定める個人情報の保護に係る約款を遵守すること。
- (7) 会津若松市発注工事等の暴力団等排除措置要綱を厳守すること。

以上



別紙 要求水準書

項目名	要求水準内容				
1 提供サービス	<p>本事業において整備する光ファイバ及びその他設備等を利用し、インターネット通信サービスを提供すること。</p>				
2 インターネットサービス提供区域	<p>会津若松市超高速ブロードバンド環境整備事業において整備対象地域として指定する以下の地区において、全世帯（概ね1,000世帯）へのサービス提供に対応可能な環境を整備すること。</p> <p>【対象地域】（詳細は、別紙「事業実施場所」参照のこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市湊町全域 ・同大戸町全域 ・同河東町大野原地区全域 ・同河東町強清水地区全域 				
3 インターネット通信速度	<p>本事業において提供を予定しているインターネット通信サービスにおいて、下表「規格上の通信速度理論値」に掲げる通信速度とすること。</p> <p>なお、実効速度においては、市内で既に光ファイバによる通信サービスが提供されている地域と同等程度の速度で利用できること。</p> <p style="text-align: center;">【規格上の通信速度理論値】</p> <table border="1" data-bbox="683 1126 1361 1234" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="683 1126 1018 1178">通信経路</th> <th data-bbox="1018 1126 1361 1178">通信速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 1178 1018 1234">光ファイバ</td> <td data-bbox="1018 1178 1361 1234">1Gbps 以上</td> </tr> </tbody> </table>	通信経路	通信速度	光ファイバ	1Gbps 以上
通信経路	通信速度				
光ファイバ	1Gbps 以上				
4 初期費用・月額料金	<p>市内で既に光ファイバによる通信サービスが提供されている地域と比較し、同等程度の初期費用・月額料金で利用できること。</p>				
5 サービス利用プラン等	<p>サービス利用者が任意に加入、解約が可能であるサービス利用プランとすること。</p>				
6 サービス提供施設・設備	<p>本事業終了後は、事業者の責任において保守及び更新を行うこと。</p>				